

大和高田市いきいき会社宣言事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、大和高田市いきいき会社宣言事業所制度に関する必要事項を定め、女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援等、性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを進めている事業所をいきいき会社宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）として登録し、その取組を広く紹介することにより、市内に所在する事業所の男女共同参画の実現に向けた自主的な取組を促進し、働きやすい職場づくりの推進を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 対象となる事業所は、市内に所在する事業所（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）のうち、次の各号のいずれかの取組を実施する事業所とする。

- (1) 性別に捉われない能力活用や女性の職域拡大のための取組
- (2) 仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取組（ワーク・ライフ・バランスの取組）
- (3) 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女が共に生き生きと働くことができる職場を創るための取組

(登録の申請)

第3条 宣言事業所として登録を受けようとする事業所の事業主は、別に定める募集期間内に、大和高田市いきいき会社宣言事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が第2条の規定に該当するかを調査及び審査し、該当すると認められるときは、宣言事業所として登録するものとする。

(事業主の役割)

第5条 宣言事業所として登録を受けた事業所の事業主は、実施する男女共同参画の推進を図るための取組を維持するとともに、その更なる充実を図るものとする。

(市の役割)

第6条 市長は、毎年度、宣言事業所の取組状況を把握するものとする。

- 2 市長は、宣言事業所が実施する取組についてホームページ等での広報に努めるものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。